

豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例

豊島区は、交通の要衝である池袋を中心に、多様な人々や文化を受け容れながら誰もが暮らしやすいまちとして発展し、人々が誇りをもって生活するまちです。

こうしたまちを築いてきた源は、そこに暮らす人々の地縁による支え合いであり、つながりです。

日本社会において、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化によって地域や家族の支え合いが希薄化している中であって、こうした支え合いやつながりを育み、受けとめる受け皿の一つとして、町会（自治会を含む。）があります。町会は、地域コミュニティの中心的な存在として、地域に住む人々を広く受け容れ、長年にわたって活動を継続してきた地縁による団体です。そして今、東日本大震災など数多くの大災害を経験した私たちは、支え合いやつながりといった^{きずな}の大切さを再認識しています。町会は、時代に合わせて変遷しながらも、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組み、この絆を育むうえで重要な役割を果たしてきました。

豊島区発展には、私たち一人ひとりが地域の中でのつながりを強め、力を合せていくことが重要です。そのためには、町会活動の活性化を推進し、豊島区と町会の協働によるまちづくりを進め、未来へとつなげていかなければなりません。

ここに豊島区は、町会活動の活性化を推進するため、町会を豊島区と協働する重要なパートナーと位置づけ、豊島区、町会、区民及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことで地域のつながりを感じることができる地域社会が実現することを願い、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、町会活動の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会の位置づけ、豊島区（以下「区」という。）の責務並びに町会、区民及び事業者等の役割を明らかにすることにより、区民相互がより強いつながりをもった地域社会を形成及び維持し、もって良好な地域コミュニティの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、規則で定めるものをいう。
- （2）区民 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- （3）地域コミュニティ 町会区域を基礎的な単位とする地域における多様な人と人とのつながりをいう。
- （4）町会活動 町会によって行われる自主的活動であって、地域コミュニティの形成、維持及び発展に寄与することを目的に行われる活動又は地域の課題を解決するために行う活動をいう。
- （5）事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 町会活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 区民が相互に交流を深め、地域での支え合いに基づき、地域の一員として自発的かつ主体的に活動することにより、地域のつながりを強めるものであること。
- (2) 区民及び事業者等と連携し、地域コミュニティの発展に資するものであること。
- (3) 町会の自主性及び主体性を尊重するものであること。

(町会の位置づけ)

第4条 区は町会を、区と協働して安全で安心な住みよいまちづくりを推進する団体と認め、地域の自治の極めて重要な担い手として位置づけることとする。

(区の責務)

第5条 区長は、次に掲げる町会活動の活性化に必要な支援を行うものとする。

- (1) 区民が町会活動に主体的に参加することを促進するために必要な支援
- (2) 町会が相互に意見を交換し、連携するために必要な支援
- (3) 区政情報の周知、リサイクル・清掃活動、防災活動その他の町会との協議により定める公共的な活動（以下「区政推進活動」という。）について必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町会活動に資する助言、情報の提供、その他区長が特に必要と認める支援

(町会の役割)

第6条 町会は、地縁に基づき様々な活動を行う自主的団体として、地域コミュニティの発展に寄与するよう努めるものとする。

- 2 町会は、町会活動に多くの区民が主体的に参加することができるよう、区民相互の交流及び協働に努めるものとする。
- 3 町会は、区との協働活動として規則に定める区政推進活動を行うよう努めるものとする。
- 4 町会の運営については、地域に対して透明性の高い開かれたものになるよう努めるものとする。
- 5 町会は、地域コミュニティの発展のため、その地域において活動する事業者等との連携に努めるものとする。

(区民の役割)

第7条 区民は、町会活動に参加し、又は協力するなど、地域の一員として安全で安心な住みよいまちづくりに協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第8条 事業者等は、その事業所が所在する地域又はその活動をする地域において行われる町会活動に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。